

2007年7月15日
第171号

題字 住谷悦治

燎原社
(京都の民主運動史を語る会)

代表 岩井忠熊

事務局

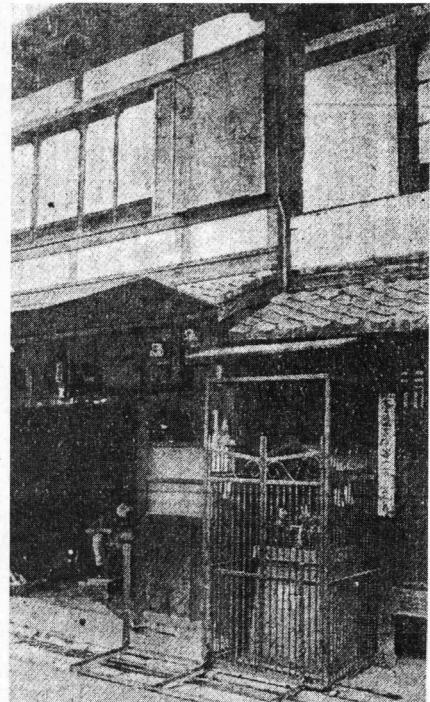
京都市左京区高野東開町1-23
第三住宅33-302 井手幸喜
〒606-8107
tel & fax 075 (722) 3823



BOOK	10	「新連載」樹々の縁を — 戦後京大学生運動私記 — 第1回	12
		【連載】滝川事件以後 十五年戦争期京大学生運動の断章 (三)	
		日本国憲法の制定と鈴木安蔵の貢献	
エッセイ	近況あれこれ (上)	小畑哲雄 岩井忠熊 上田勝美	11 8 6 2

大江 洪 上田勝美 岩井忠熊 小畑哲雄
在住。 在住。 在住。 在住。
大江 洪 (おおえ・たけし) 上田勝美 (うえだ・かつみ)
龍谷大学名誉教授。左京区在住。
元全労連議長。前労働総研代表理事。西京

この一枚



日本共産党京都支部結成の場所

1923

往時をしのぶ
石地蔵

西陣特有の低いベンガラぬりの古びた家で、表の格子戸の横の竹がこいの中に
石地蔵が安置してある（谷口善太郎「党京都支部の確立」=京都民報1969年）

執筆者紹介

岩井忠熊 (いわい・ただくま)
元京都大学同学会執行委員。長く大阪私
教職員組合委員長などをつとめる。八幡市
在住。

972年に「京都民報」に掲載さ
れたもの。それから35年、この場
所（上京区大宮頭堅社北半町）を
訪ね歩いた。ようやく古老に聞い
て判明して撮ったのが左の写真。
今は「中村熔接所」となっている。

7月15日は日本共産党創立85
年の記念日。京都での共産党の結
成はその翌年1923年1月1
日、西陣の辻井民之助宅だった。
集ったのは、国領五一郎、弟の巳
三郎、谷口善太郎ら六人。「裸の
電燈が一つポツンと屋根裏からぶ
らさがっていました」（谷口「党
創立前後の思い出」）。写真右は1
所（上京区大宮頭堅社北半町）を

樹々の縁を

—戦後京大学生運動私記—

第1回 小畠哲雄

- 1 はじめに／「天皇事件」の翌日から
(9月号に掲載)
- 2 同学会の再建
(9月号に掲載)
- 3 学生運動の新しい流れと学園復興会議
(11月号に掲載)
- 4 「荒神橋事件」と「市警本部前事件」
(08年1月号に掲載)

その歌詞に法学部の学生であった隈井淳氏が曲をつけ、七月一日、吉田分校での文化祭の席で発表され、以後、私たち京大での学生運動にかかわってきたものにとっては歌い継がれて来たものである。

二〇〇一年十一月十二日、「京大天皇事件」五十周年を記念して開かれた「天皇事件を語る会」の席でも、会の最後に「天皇事件」のさい歌われた「平和を守れ」のほかに、この歌が参加者全員によって歌われた。そういう意味で、この歌は、戦後間もなくの京大の学生運動にかかわったものにとっては、忘却がたい歌であった。

ところが、半世紀以上の歳月が流れると、作詞者も作曲者も誰かわからなくなり、いつできたのかも正確なことが忘れ去られて行く。昨（二〇〇六）年十二月に開かれた「井上さとしを励ます京大卒業者の会」のパンフレットには、この歌の歌詞も印刷されており、最後には参加者一同で歌ったのだが、そのときの参加者の多くが、この歌の作詞、作曲が誰であったのか、いつ作られたのか、知らなかつた。

運動にかかわってきた私としては、その時代、その場で経験したことを、書きとめておくことが必要だうと思ひ、細川氏の諒解を得て、あえて、このようなタイトルをかかげさせていただくことにした。

また、私の手元に残っていた古い書類を整理していると、一冊のパンフレットが出てきた。パンフレットといつても、ガリ版刷りの更紙で、二段組み六十八ページの冊子である。タイトルは、「我等が未来のために」、サブタイトルは、「一九五三年時計台事件を中心として」となっている。最後の奥付によると、一九五三年十二月二十二日印刷・発行。編集は、京大宇治分校自治会パンフレット委員会。発行人は、京都大学宇治分校自治会。そして印刷所として、京都大学協同組合印刷部である。

ところで、この「天皇事件を語る会」の開いた。そのことも「燎原」に書かせていただいた。だから、そこまでのことは、この係者が集り、「京大天皇事件を語る会」を開いた。そのことも「燎原」に書かせていただいた。だから、そこまでのことは、これらの拙文に譲ることにしたい。

ところ、この「天皇事件を語る会」の参加者の何人から、「天皇事件」からちょうど二年後に起こった一連の「事件」についても、ぜひこの「語る会」のような形で、記録しておく必要がある、そのためには力貸してくれ、という声が私に寄せられた。確かに私は、五三年の一連の事件にもかかわった人間ではあるけれども、それは、当時の同学会委員長小野一郎氏などのようないでのではないか、と遠慮して来た。しかし、當時の京大で学生運動にかかわったものとして、このままにしておくことは、その冊子と、末川博先生の文字が書かれている。当時の京大で学生運動にかかわったものとして、このままにしておくことは、その冊子を手にとつて見た以上、できないだろう。

そういう責任感のようなものにもつき動かされた、このパンフレットに書かれていること、そして書かれていないことについても、私は書いておく必要がある、と思った。

右に掲げた、「京大反戦自由の歌」は、一九五一年、春の文化祭にさいして、京大同学会がおこなつた呼びかけに応募した十五篇の歌詞の中で、投票の結果、最高位に選ばれたものである。作詞者は当時医学部のインターナンスであつた細川汀氏である。

樹々の緑を雲すぎて
時計の塔の赤きがべ
色あせたれど屈辱の
怒りをこめて鬨いの
長き歴史を刻みゆく
友よ冷たき牢にたえ
鎖を引きつきすすむ
白きおもての美しく
光あふるるを見よ

と思つた。

宇治分校というのは、当時、京大に入学したばかりの「回生」だけが、吉田のキャンパスから遠く離れた、旧日本陸軍の施設、それも普通の兵舎ではなく、大阪砲兵工廠宇治火薬製造所跡が、たまたま国有地であることを理由に、新制京大の第一期生から、学ぶことになった「キャンパス」である。ただし、その隣の土地は、これも発足したばかりの「警察予備隊」の、そしてその頃には「保安隊」の「兵舎」の建ち並ぶ所であった。

同じ京大生とは言ひながら、吉田と宇治遠く離れているはずなのに、新制高校を出て間もなくこの「回生」が、その年の末には、このような冊子を作るまでになる、というのには、やはり、京都大学の「伝統」というものが、何らかの作用をしていたのではないか、とさえ思われる。

さて、この冊子は、サブタイトルに「時計台事件を中心にして」としながら、内容では間もなくこの「回生」が、その年の末には、このような冊子を作るまでになる、といふのには、やはり、京都大学の「伝統」というものが、何らかの作用をしていたのではないか、とさえ思われる。

こうして見てくると、この冊子には触れていないことも含めて、五三年の京大の学生運動について、とりわけ同学会再建の過程など、そして五一年の「天皇事件」による同学会解散以後のことにも触れなが

一頁)、第四節の「処分問題」(十六ページ)、第三節の「一一・一二事件」(十ページ)、第二節の「学園復興会議」(十六ページ)、第一節の「序文」(二十一ページ)である。

『天皇事件』の翌日から

一九五一年十一月十二日、京大の学生は、「君が代」ではなく「平和を守れ」を歌つた。数百の警官隊が大学の中に入ってきた。しかし、そのことで乱闘も起こらず、もちろんのこと逮捕者、検束者なども出なかつ

るものとしては、四九年に、戦後初めての「警官隊導入」となった「病院事件」があるが、これについては、松岡健一氏が、「燎原」に連載されたので、それを参考していただきたい。

国会が事件の火つけ

だが、なによりもこのことを「大事件」としたのは、国会の対応であった。

天皇来学の翌日、十一月十三日の午前に衆議院の議院運営委員会が開かれ、文部大臣から進んで本会議で発言を求めて、その経過、内容等を説明してもらいたい」ということになったのである。

この第十二回国会では、この議院運営委員会を含めて十一月二十八日までに二十四回にわたって「京大天皇事件」が論議されている。文部委員会はもちろん、予算委員会でも取り上げられているが、衆参両議院の「法務委員会」でひんぱんに取り上げられているのがなんといつても目につく。

そして、服部学長が、十一月二十一日の衆議院法務委員会、十一月二十二日の衆議院文部委員会、十一月二十六日の衆議院法務委員会の計三回、参考人として呼ばれている。そのうち前二回は、服部学長がただ一人の参考人として、議員達から、どう見ても悪意に満ちたとしか思えない質問の集中砲火を浴びている。

二十六日の委員会に参考人として出席した当時の同学会委員長青木宏氏は、五十年後、「語る会」の席で、服部学長が、まるでサンドバッグのように、議員たちから集中攻撃を受けていた、とそのときの模様を

天皇を迎えるプラカード 昭和26年11月12日
京大吉田分校正門(旧三高正門)の表情=図説
国民の歴史20 近代日本の百年(日本近代史研究会編、国文社)



たともいう。冬休みに帰省する京大生が、この事件に関するパンフレットを持って行いくと、「京大生西下す」という見出しをつけた新聞もあった。

なお、戦後の京大の学生運動に関連するものとしては、四九年に、戦後初めての「警官隊導入」となった「病院事件」があるが、これについては、松岡健一氏が、「燎原」に連載されたので、それを参考していただきたい。

た書簡をも、必要に応じて利用しながら、記録をして行くことにしてようと思う。

回想していたが、それは何も、その日のことだけではなかったのであった。

そして、正式の委員会の合間にも、議員たちが、服部学長を「懇談」という形で締め上げていたことも、この議事録の行間にから読み取ることができる。何しろ、十一月一日に、学長に就任したばかりの服部学長にしてみれば、どのように対応してよいかわからぬことばかりであったろう。保守系の議員の意見は、天皇制の問題もあつたが、主眼は、「大学の自治」と警察権力の干渉、言い換えれば、大学は「治外法権」の場ではなく、もっと公然と警察権力が日常的に介入することができる場とすべきだということに主眼が置かれていた。

それに対して、二十六日の法務委員会に参考人として出席した慶應義塾大学の潮田学長が毅然と答えていることが注目される。全文を引用してもよいぐらいのものであるが、紙幅の関係もあるので、ごく一部を紹介しておこう。

ある委員が、「警察官自身がどうも治安上恐るべきことが起こるんじゃないか、こういう判断を下すことがあると思いますが、そういう言ふ判断に基いて警察官が入ってきました、こういう時に学校としてはどういう処置をおとりになりますか」と質問したのに、潮田学長はこう答えていた。

「私はもしそういった事態が険悪になつた場合には、当然学校の方から警察に来てくれると援助を求めるはずであつて、それなしに警察の方が事実上ないことと私は思つておりますが、万一そういうことがあつて、学校の方では何でもないと考えてている

にもかかわらず、警察の方からやつて来るののように、ぶつつりと途切れてしまった。とすれば、私は断わります。門の外へ追い返します。」

これに対し、議員が、

「そうなると、学校というものは、国に治外法権は唱えないのだが、治外法権と実質はまったくかわりないのでですか、それでいいのでしょうか。」と食い下がる。

潮田学長は、

「これは警察にも常識がないと仮定した場合に起る事柄であつて、両方に常識があればこういうことは私は起こらないと思います。」と答えている。なかなかの見識ではないかと思う。

同学会解散命令と無期停学処分

この日の委員会の最初に参考人として立った京都市警水田本部長が、この事件の経過などを語っている中で、「十一月七日のデモ行進の際に、水谷長三郎代議士の宅を襲撃した犯人として、同学会の執行委員である小畠哲雄を十日の午後四時ころに検挙しました。これが相当神経を高ぶらしているという情報がはいつております。」と述べている。国会の議事録に私の名前が出ていたことに驚いたが、あの時点では、私がまだ二月十二日の衆議院法務委員会で、共産党の田中堯平委員が、団規法の関係で政府当局が「組織的あるいは集団的な暴力事犯を取り上げたもの」として出してきた一覧表についてこう質問している。

「京大事件、これはわざかばかり説明がしてあります。(中略)これが集団暴力事件になりますか。その結果を見ても全員不起訴となつておる。また京都市警の言うに違捕状が出されていたことと合わせて考えると、警察当局に、事件を少なくとも「挑発」しようという意図があつたといえるのではないだろうか。

ところで、これだけ大騒ぎをした国会での論議は、十一月二十八日の参議院法務委員会のあと、まるでなにごともなかつたか

感がある。

年の明けた第十三回国会では、二月一日の衆議院予算委員会で、世耕議員が、いかにも私立大学の經營者らしく、国立大学への予算を減らせ、そして授業料をもつと上げよ。国立大学のために二百億の予算を組んでいるが、「その二百億を投じても国立大学に赤い旗を振らしているじゃないか。しかも国立大学に武装警官が行かなければ納まらぬような大学はあれは何ですか。国民はこれに満足しますか。京都大学のごときは、国民の象徴とみずから信ぜられ、われわれの尊敬する天皇が来たのに、労働歌を歌つて迎えているじゃないか。プラカードを立てているじゃないか。あれを秀才といえますか。」と、この「事件」を引き合ひに出しているだけである。

そして、国会での論議の最終の決着は次のような形でついたのである。

二月十二日の衆議院法務委員会で、共産党の田中堯平委員が、団規法の関係で政府当局が「組織的あるいは集団的な暴力事犯を取り上げたもの」として出してきた一覧表についてこう質問している。

「京大事件、これはわざかばかり説明がしてあります。(中略)これが集団暴力事件になりますか。その結果を見ても全員不起訴となつておる。また京都市警の言うに違捕状が出されていたことと合わせて考えると、警察当局に、事件を少なくとも「挑発」しようという意図があつたといえるの

どこが暴力事件でありますか。」と。これに対し、政府委員の答弁が記録されています。

「本件も当初暴力事犯としての嫌疑ありとの報告がございまして、さような見地から掲げたのでござりますけれども、最後に書いてあります通り、処分結果の欄に、全員不起訴になつておるのでございます。」

あれだけ大騒ぎをした「事件」はこれで幕が引かれたのである。「事件」直後に、大学当局は、同学会の解散を命じ、その正副委員長、総務部執行委員のポストにあつたもの、計八名に対し、「無期停学」の処分をした。彼らがその現場にいたかどうか、何をしたかを問題にせず、ただ、そのボストにあることだけを理由にして、「学生の本分に反する行為があつた」と断じて処分したのである。中には、その時、工学部の実験室で、ひたすら実験をしていた学生も含まれていた。これには、三高の先輩である服部学長が、丹波のその学生の郷里を訪問し、彼は、何もしていないと、村の有力者に説明をした、という後日談もある。

しかし、当時は、第二次処分があるだろうと、新聞でも報道されていた。また、検察当局が何人かの学生を呼び出した、とも報せられた。学生だけでなく、大学の当局でも、何らかの形でたとえば、輔導部長などが更迭されるのではないか、とも噂された。だが、終わつてみれば、それ以外は何事もなかつたのであつた。

处分をされた私たちにしてみれば、幕末の第一次長州征伐にさいして、長州藩が三人の家老の首を差し出して、許しを請つた、

その家老の首のようなものであつたのだ、と思わざるを得ない結末であつた。

「改悛の情」なし

この事件で「無期停学」の処分を受けた八人のうち六人は、六ヶ月後の五二年五月十三日、「改悛の情を認められて」処分を解除された。残る一人、私と、事件後上京し、全学連の第一代委員長に選出されていた玉井仁君は、破防法反対の闘争の先頭に立つなど、「改悛の情が認められない」として処分を解除されなかつた。

ただ、このとき解除された六人のうち、自分の非を認めたものは、誰一人なかつた。あるものは、別の民主団体で活動し、あるものは、東京でアルバイトをし、そしてあるものは、扁桃腺の手術のため、入院して大学に姿をみせなかつた、ただそれだけのことであつた。

私は、「天皇事件」にさいして、同学会に激励の手紙と署名を送つてくれた大分県の女性に、同学会を代表してお礼の手紙を書いたことがきっかけで文通がはじまつた。後に、私の妻になる小山田和子であるが、その当時の手紙を見ると、私は、文学サークルのメンバーとして二月の多喜二祭などに取り組んだりしながら、学内でも文学部の自治会ニュース、あるいは全学の自治会連合の新聞「京大学生新聞」を出すことなどをやつていた。四月には、川端署の京大担当の渡辺部長刑事（彼の名前も、国会で京都市警本部長の参考人発言の中で出ている）が学内に

入ってきていたのを摘発して、追及をしたりしていた。四月、サンフランシスコ講和条約の発効、そして破防法の制定にむけての反対の闘争にも参加していた。

文学サークル、「反戦詩グループ」の活動では先頭に立つっていた。

こんなことも書いている。四月二十五日、二十六日、京都で日ソ親善協会の全国大会が開かれた。円山公園音楽堂でや

止され、屋内なら認めることになつた。このとき、禁止の理由を尋ねると、京都市警の田中警邏部長が、「何しろ届出責任者が小畠君だからね」と言つたのだ。

（私は、旧制第五高校でロシア語を第二外国語としていたので、京都に来てからも、ロシア語を教えたり、翻訳をしたり、劇団京芸を中心とする劇団合同でゴーゴリの「検察官」を上演するさいに、「検察官」についてのソビエトの雑誌に載った記事を紹介したり、などなど、いろんなことをして、忙しくしていた。といつたような関係で、京都の日ソ親善運動にもかかわっていたのだ。）

四月二十八日、サンフランシスコ講和条約発効の日には、京大図書館前の集会で詩の朗読もした。メーデーの前夜祭には「天皇事件」を寸劇にして上演することになつた。そのための脚本を書いたのは、私は、自分が、その私のかたわらにいたのは、その年京大生になつたばかりの山崎正和である。「劇作家」山崎正和の誕生にも私がかかわったわけである。

なるほど、これでは京大当局が私から

「改悛の情」をみいだせなかつたのは、無理もなかつたろう。しかし、そもそも、私、そして私たちとは、「処分」そのものをまったく理由もない不当なものと思つていたのであつた。

私の処分解除は、六月二十六日のことである。健康を害して、郷里の熊本に帰り、約一ヶ月間、大学にも京都市内にも姿を見せなかつたのが「解除」の理由であつたのだろう。ただ、全学連委員長となり、「メーデー事件」の指導者の一人と目された玉井君は、ついに「放学」となり、京都に帰ることができなくなつた。

五二年には、その他にもいろんなことがあつた。破防法反対の闘いの経験に立て、「帰郷活動」「全国遊説運動」などが組織された。旧同学会の事務室には、団体京芸を中心とする劇団合同でゴーゴリの「検察官」を上演するさいに、「検察官」についてのソビエトの雑誌に載った記事を紹介したり、などなど、いろんなことをして、忙しくしていた。といつた

小山田和子は大分県の国東町で、立命館大学の細野武男教授の講演を聞いた、と書いて来ている。そして同じ頃私は、当時京都市教育委員であつた山内博士と同行して福井県に出かけた。教育委員が公選制の時代であつた。もう先生方だけでは、手が足りないというので、私も講師に狩り出されたというわけである。理学博士である山内先生に、前から気になつて質問をした。何の研究をして学

はな、なまこが眠ることを発見して博士になつた」と言われたことが、いまだに記憶に残つてゐる。

その後、「火焰ビン」事件が起つた。京大にも捜査の手が入つた。逮捕された学生の救援活動にかかわっていた。過去二回の逮捕歴が、こんな時役に立つたのである。この時期のにがい記憶を、私の小説

「京都・一九五二年夏」に書いたのは、五

〇年代の最後の頃である。この作品は、私も所属していた同人誌「対話」に掲載され

た。その掲載をめぐつて、編集長の小松実

（左京）と、高橋和巳が衝突し高橋は、「対話」を去つて、「ヴァイキング」に移つた。

というエピソードが高橋の死後、雑誌に紹介されたこともある。ただ、小松は、その後、この私の小説について、「火焰ビンを投げた学生が、書いてきよつたので、掲載した」とその後の著作の中で語つてゐる。

私は、火薬瓶を投げることはなく、むしろ、そのような、「蜂起をもてあそぶ」ような戦術に反対の意思を表明していたのであつた。そのため、「一時は、たいへん微妙な立場に立たされた。当時、宇治分校で活動していた山崎正和などは、私との接触をしないように、と忠告された。五二年は、そういう意味で暗い思い出のほうが強く刻印されている。小山田和子宛ての手紙にも、そのときの思いが書き残されている。

五三年になると、その雲行きが大きくなるほど、これでは京大当局が私から

（以下次号、中見出しは編集部）

滝川事件以後 十五年戦争期京大学生運動の断章

(三)

岩井忠熊

東大学生運動への波及——京大の報告聞き学生大会も

戦前期の旧制高校生のほとんどは、卒業すると東大と京大に別れて進学した。京大生は上京すると本郷にたくさんあつた「高級御下宿」の看板を出す賄付きの下宿屋に友人をたずね、安上がりの宿屋のように利用した。京都の学生下宿は部屋を貸すだけで、食事は学生食堂でとるのが普通であり、東大生が京大生の下宿にころがりこんでも、食事は別というのが常識だった。滝川事件がおこると京大生が本郷の下宿街にかけつけ、そこでたちまち出身高校ごとのクラス会がもたれることになつたらしい。

京大の報告をきいて、東大生も動きはじめた。いつもは昼夜みの歓談の場でしかなかつた図書館前の芝生には、京大の情報を求めてたくさんの学生が集まり、やがて自然発生的な学生大会になつて、連日三、四〇〇人ほど集まつたといふ。演説があり、ピラが手わたされた。時には東大共青細胞の機関紙「赤門戦士」がソツと手渡された。特高警察も学生課もこの状態を何とかしたかったはずだが、昼夜みに学生が芝生にいることを禁止する

るわけにもいかず、自然に群がつただけで、主催者がいたわけでもなかつた。せいぜいいまぎれこんだ特高刑事が目立つた

学生の服にチヨークで目印をつけておき、校門を出たところでその学生をつかまえ

るくらいしかできなかつた。ただ各学部学生大会が教室でもたれた時には、教室の出口に大勢の特高や学生課員が待つていて、めぼしい学生を検束した。

学生の要請で大講義を法学部学生大会に切り替えることを承認し、自らも好意的に傍聴者の一人となつた法学部美濃部達吉教授の場合、学生大会終了後に堅固な学生のスクランムに守られて、教授も学生も見事に特高たちを突破し、無事に解散できたという成功例もあつた。

東大も京大と同じようく学生たちの活動の事実上の単位となつたのは高代会議である。必然的に高校別のクラス会等が頻繁にもたれた。下宿の一室ではおさまりきれないでの、喫茶店等が利用されることが多くなつたが、そこにも特高の手がのびており、開会間もなく本富士署員で報道されたが、彼らはいずれも一匹狼

当時、三名以上の「集会」は許可制になっていた)、出席者に顔の知れた活動家がいるとその場から検束する始末だつた。こうした活動で本富士署の特高に顔を知られてしまった学生の中には、東大から

京大へ転入学した者もいた。京大滝川虎三教授の高弟として知られた統計学者上杉正一郎などもその一人である。前掲の『私たちの滝川事件』には東大での闘争に参加した多くの人たちの回想がのせられており、その経験がその後の生き方の奥深く定着したとか、自分の原点だつたなどとされている。そこに登場する人たちの幅の広さ、たとえば花森安治、扇谷正造、林健太郎らも闘争の参加者だつたことは記憶にとどめる必要がある。

滝川事件記念日集会——「二六会」が37年まで毎年開催

京大法学部高代会議の有志(長尾孫夫、真壁貞男(四高法1)、水口茂忠(六高法1)、山下保市(広島法1))らは一九三三年秋に二六会をつくり、学生運動のやり方を討議し、実行の中核となることをめざした(前掲「滝川事件以後の京大の学生運動」。以下「運動」と略記)。というといかにも左翼運動めいて見えるが、実態は呑気にメンバーの記念写真(運動掲載)をとるという有様だから、およそ非合法活動との接点などは考えられない。

画したのは一周年記念八瀬ピクニックで川端警察署員が撤去をせまり、長尾、真壁、水口らと口論になつたが、ピクニックを強行すると検挙されるおそれがあつたため、結局ピクニックは中止された。さらに、翌二七日には「自治会ニユース」というガリ版の非法新聞が発行され、七月までにさらに二号発行された。しかし非法であり部数も三〇部程度それがこの種の新聞の常識的な発行部数だったという。だつたから、それを手にした人たちが少数だつたことはやむをえない。それでもそういう活動をするグル

ープがいくつか存在したらしい。

この年の四月下旬には姜聖宰（山口経³）、渡部收（大阪農²）、青木康次（大高法²）、永島孝雄（広島文¹）らが赤旗読書会を開き、また「京大学生新聞」を刊行していた。同紙は勿論非合法で、滝川事件の学生大会等の席でもひそかに手渡しで配布されていたという。このグループはプロレタリア科学同盟（略称プロ科）京大支部を主としたらしいが、四高時代に共青に加入していた岡田格五郎（法¹）を中心とするグループと連携の緒についたころ、九月二〇日（室戸台風の前日）に一せいに検挙された。検挙の理由は個別にさまざまで、要するに特高が要注意人物と見なした者を逮捕したということだつたらしい。前記学生のほかに沼田稻次郎（四高法¹）、深谷義太郎（四高文¹）、水口昌司（四高法¹）、堀内義夫（富山経³）、内海庫一郎（成城経²）らで、一二月には藤谷俊雄（高知文¹）も検挙された。

しかしこんどんと即日か二、三日留置場にとめられた程度で、長い者が二〇日ぐらいで釈放されたという。みんな不起訴となりで起訴猶予になつたが、真壁、山下、沼田、永島らは大学で無期停学処分となつた。しかしこのころの特高警察はプロ科や共青や共産党との組織的・人的関係や文書の配布等に関心をもついていたものの、二六会自体には目をつけた形跡がなかつたようである。

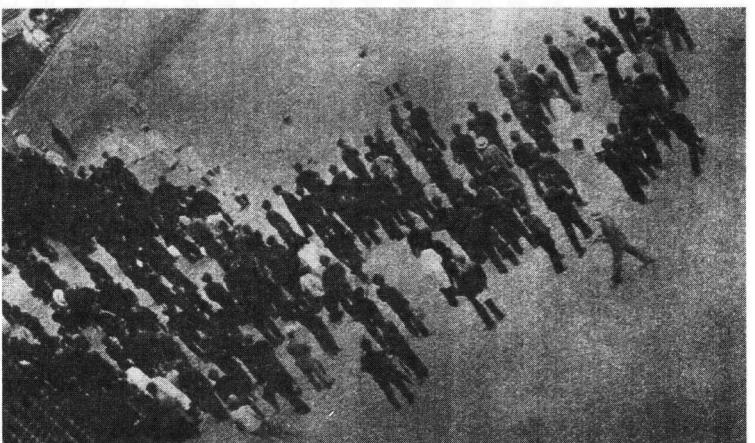
翌三五年の五月二六日には二六会が事実上の主催で滝川事件記念集会がドイツ

文化研究所（現京大メインキャンパスの西、東一條の人文研）でもたれ、佐々木惣一、末川博、滝川幸辰元教授や三〇〇人くらいの学生が集まつた。他方でこのころに高校別同窓会の研究会がさかんになり、六高同窓会はラピドス『経済学入門』、広高同窓会は『資本論』研究会、その他高校同窓会もそれに研究会をもつたため、学生控室はそれらの掲示でにぎわつたといふ。そうした学生の動向は、同時期におこった国体明徴問題、天皇機関説排撃、美濃部達吉博士の起訴猶予、さらに三六年の二・二六事件という空前の大クーデター、それとともに東京市への戒厳令公布（二・二七〇七・一八）等への危機感と関わっていたと見なしてよいであろう。

このような体制の動揺と反動化の下で、三六年の五月二六日には、宇治平穎院へ集会は警察に察知されて警官隊にふみ込まれ、多くの学生が蹴散らされている。この時の模様は野間宏の長編「わが塔はそこに立つ」（全集第六卷）にくわしい。

しかも、明らかに野間自身をさす主人公海塚が藤谷俊雄であると推察できる。主人公海塚はこの真宗寺院の息子である由畠と二人で集会場所だった平穎院から息せききつて警官隊の追及からのがれたというのである。藤谷は高知高校卒、K高出身といふことに符号する。戦後に私が出会った時には日本史研究、部落問題研究で活動する真宗寺院の住職だった。

二六会は滝川事件で活躍した高代会議の有志の集まりとして始まり、事件当時の回生も三六年にはほとんど卒業していった。したがつて三六年記念日の宇治集



東大生のデモ 昭和8年6月21日、京大事件に関連して、美濃部達吉教授の講議中、学生大会を開き、その後、警官との乱闘となり数十名の検束者を出した。図説国民の歴史16 近代日本の百年（日本近代史研究会編、国文社）

滝川事件記念集会の最後となつたのは三七年五月二六日だつた。この集会は河原町三条の朝日会館で末川博を講師として開かれ、末川は「祭政一致」という反動的・時代錯誤的スローガンをかけた林銑十郎内閣を痛烈に批判し、来会した学生・市民の大喝采をあびた。感激おさまらない学生たちは三条から四条までの「自由主義萬歳 林内閣打倒」をさけびながらデモをして流れ解散したといふ。この突發的なデモは警察の虚をつき、一人の検挙者もなかつたとされている。しかしその九日後に林内閣がたおれて第一次近衛文麿内閣が出現し、さらに約一ヶ月後には蘆溝橋事件となつた。情勢はにわかに苛烈の度を強める。

もはや学生運動の表面を述べても時代を語つたことにはならない。すくなくとも社会運動全体の動きと学生運動との関連に及ばなくてはならないだろう。

日本国憲法の制定と 鈴木安蔵の貢献

上田 勝美

(龍谷大学名誉教授)

I 映画『日本の青空』と 憲法学者・鈴木安蔵

日本国憲法は、本年5月3日で施行60年を迎えた。国民主権・基本的人権尊重主義および恒久平和主義を基本原理とする現憲法は、比較憲法的に見て世界でも最も進んだ憲法である。とりわけその徹底した平和主義の規定は、21世紀の国際社会の進む方向性を的確に示している点で貴重である。

ところが現憲法は、今、周知の如く、戦後60年の歴史過程で未曾有の危機に直面している。昨年9月、「戦後体制から「脱却」を最大の政治課題とする安倍内閣が発足して、「脱却」の最たる立法として、昨年末には、教育基本法を改悪し、さらに憲法改悪に直結する憲法改正手続きたる「国民投票法」は、衆議院でも参議院でも「数の論理」で強行採決して、5月14日に成立した。このように内容から言つても、手続き的に言つても違憲・違法の悪法が成立して、いまや、憲法改悪の政治日程がスケジュール化されつつある。

この安倍内閣は、平和と自由の現憲法体制から「脱却」することを主たる内容として現憲法体制を否定する政治意図を露骨に表明しているわけであるが、その根拠を専ら「現憲法は占領下に制定された」ことを唯一の根拠に挙げている。現憲法の国民主権や基本的人権などの基本的価値など一顧だにしない、乱暴な改憲論である。

しかし、安倍首相が「押しつけられた」とする現憲法の原案となつた、いわゆるマッカーサー草案の作成に決定的な影響を与えたのが鈴木安蔵を中心とする憲法研究会案であった。本稿では、以下、鈴木案として論を展開する。このことは、以前から、憲法学会ではある程度知られた歴史的事実であったが、一般国民には、周知の、共通の歴史認識とはなつていなかつた、と思われる。

その点で、この度、マッカーサー草案に決定的な影響を与えた憲法研究会の理論的リーダーであつた鈴木安蔵を主人公とする映画『日本の青空』の完成と一般公開は、現憲法改悪の策謀に対して、主権者である国民が、改憲問題にいかに向かい合うべきかの貴重な判断材料を提供するものと確信する。

II 憲法発展史から、 鈴木案を検証する

露骨に表明しているわけであるが、その世界では、共通の認識に立つ。すなわち、近代的人権が成立した歴史的基点としては、躊躇することなく、アメリカの「ヴァージニア権利章典」(1776.6.12)とフランスの「人および市民の権利宣言」(1789.8.26)を挙げる

ことができる。このほぼ同時期に成立した両国の権利宣言の基本的特色は、①国民の権利条項、②自然権として国民の権利、③権力分立制の採用にみられる。これら三つの憲法原理は、以後、各国の憲法の基本原理または権利条項として採用さ

れ、世界的な先進性と普遍性とを獲得することとなつた。

他方、近代市民革命を経験しなかつたロシア(1909年の帝政ロシア憲法)、ドイツ(1850年のプロイセン君主制憲法)は、謂わば、上からの微温的な旧式の政改を終始したのである。

日本の幕末の近代化も、周知の如く近代的市民革命を経て近代国家として登場してきたのではない。日本の歴史の大きな転換は、そのつど外圧によって成されたといえる。徳川270年の封建的幕藩体制または鎖国体制は、幕末の黒船来航による開国、明治期は、支配層によ

どの段階で成立したかについて、憲法学者の世界では、共通の認識に立つ。すなわち、近代的人権が成立した歴史的基点としては、躊躇することなく、アメリカの「ヴァージニア権利章典」(1776.6.12)とフランスの「人および市民の権利宣言」(1789.8.26)を挙げる

ことができる。このほぼ同時期に成立した両国の権利宣言の基本的特色は、①国民の権利条項、②自然権として国民の権利、③権力分立制の採用にみられる。これら三つの憲法原理は、以後、各国の憲法の基本原理または権利条項として採用され、世界的な先進性と普遍性とを獲得することとなつた。

しかし戦前においては、マルクス思想は言ふに及ばず近代的な政治思想、民主主義思想など、天皇制絶対主義体制の下、治安維持法その他の弾圧法規によってことごとく政治的に制限または弾圧されたのである。憲法学者でいえば、マルクス思想でない天皇機関説論者(美濃部達吉、佐々木惣一、田畠忍など)でさえ、著書の発売禁止や教壇を追われ、最低限の学問の自由の保障さえ認められていなかつたのである。

逆に言えば、敗戦という契機が無ければ、國民主権の憲法がわが国の憲法として現実のものとはならなかつたはずである。鈴木安蔵の最大の歴史的、政治的、社会的貢献は、日本の國民主権の憲法の誕生にある。

近代國家もしくは近代的人権が歴史の

本では、正直にいって、第二次大戦の敗北が無ければ、国民自ら手に入れるることは不可能だったといえよう。

現憲法の基本原理は、國民主権、基本的人権尊重主義および恒久平和主義であるが、旧明治憲法の天皇主権を否定し、国民主権の憲法草案を作成し、GHQへ提案したのは他ならぬ日本人・鈴木安蔵であったことは忘れてはならない。同時に、

政治思想もしくは政治論理は、早くも明治期においては、自由民権運動を推進した植木枝盛の憲法草案などにみられ、戦前においても、人民主権の政治思想を研究する研究者、運動家がいたことを改めて確認する必要がある。

しかし戦前においては、マルクス思想は言ふに及ばず近代的な政治思想、民主主義思想など、天皇制絶対主義体制の下、治安維持法その他の弾圧法規によってことごとく政治的に制限または弾圧されたのである。憲法学者でいえば、マルクス思想でない天皇機関説論者(美濃部達吉、佐々木惣一、田畠忍など)でさえ、著書の発売禁止や教壇を追われ、最低限の学問の自由の保障さえ認められていなかつたのである。

逆に言えば、敗戦という契機が無ければ、國民主権の憲法がわが国の憲法として現実のものとはならなかつたはずである。鈴木安蔵の最大の歴史的、政治的、社会的貢献は、日本の國民主権の憲法の誕生にある。

意味で決定的な影響を与えた。鈴木憲法学研究の第一人者・金子勝氏（立正大学教授）は、鈴木の貢献を「日本国憲法の間接的起草者」（立正法学論集39巻1号）と正当な位置づけをしているのである。

III 败戦と第二次大戦後の 様々な改憲論



憲法学者・鈴木安蔵

1904年福島県小高町生まれ。二高を経て京都帝国大学文学部哲学科に入学。その後社会の矛盾に対抗するために経済学が必要との考え方から経済学部に転部。1926年の治安維持法違反第一号「学連事件」で検挙され自主退学。以後、憲法学、政治学の研究に従事。民衆の立場に立つ憲法学者を成り立てる。1952年静岡大学教授、その後愛知大学、立正大学教授。1962年日本民主法律家協会・憲法委員会委員長。1983年8月7日逝去（享年79歳）

敗戦直後の日本を取り巻く国際環境は、旧明治憲法の根本的改正を必至とする政治課題に迫られていた。ポツダム宣言を受諾し、無条件降伏した日本は、論理必然的に旧明治憲法の改正を要求されたと考えられる。ポツダム宣言（漢字表記以外はすべてカタカナ表示）は、13項からなるが、例えば10項は「日本国政府は日本国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立せらるべき」（10項の一部）とあるように、ポツダム宣言は、日本の徹底した民主化を要求していた。

さらに、占領に当たって、合衆国等は「日本国の最終的政治形態は『ポツダム』宣言に遵い日本国国民の自由に表明する

945・8・11）ると表明していた。

月にかけて、実に多様な明治憲法改憲案が発表された。憲法改正案のジャンルとしては、①政府系改正案、②各政党の改正案、③民間の改正案である。①の改正案には二つ（一つは幣原内閣、二つは近衛文麿の起草にかかるもの）があるが、この時、連合国軍最高司令官マッカーサーは憲法改正案の内容まで直接介入しなかつたが、憲法改正案を準備するようになり、強力な示唆を与えていた、と思われる。

②の改正案には、各政党の改憲案（日本共産党、日本自由党、日本進歩党、日本社会党）が発表された。③には、憲法研究会案（鈴木安蔵代表）と高野岩三郎案等がある。

映画「日本の青空」では、國民主権憲法の誕生には、今日から見ても大変興味ある歴史的なエピソードが窺える。すなわち今日、日本のマルクス憲法学の始祖とも言える鈴木安蔵は、完全な共和制憲法を考案したのではなかった。

憲法研究会（会長・高野岩三郎）は、1945年11月5日に発足した。この発

案には二つ（一つは幣原内閣、二つは近衛文麿の起草にかかるもの）があるが、この時、連合国軍最高司令官マッカーサーは憲法改正案の内容まで直接介入しなかつたが、憲法改正案を準備するようになり、強力な示唆を与えていた、と思われる。

②の改正案には、各政党の改憲案（日本共産党、日本自由党、日本進歩党、日本社会党）が発表された。③には、憲法研究会案（鈴木安蔵代表）と高野岩三郎案等がある。

しかし鈴木案は、この時点で、既に国民主権の構想を採用している。曰く「日本国は國家権力（統治権）は国民より発す、もしくは国民に属す」と。また国民の代表は「立法権は国民の代表者たる立法議会に属す」と現憲法の立場が鮮明に起つて認められる。そしてこの「新憲法制定の根本要領」は、更に検討が加えられてまとめられ、最終的に「憲法草案要綱」として1945年12月26日に完成し、ここの「憲法改正案」が同日、幣原内閣と連合国軍最高司令部（GHQ）に届けられた。新聞記者にも公表された。ただし当時はこの鈴木によってまとめられた「憲法草案要綱」であり、新聞各紙には、45年12月28日に一斉に報道されたのである。

この鈴木によつてまとめられた「憲法草案要綱」では、現憲法の人権条項に見られる諸権利が既に沢山考案されている。

例え、「言論・藝術・宗教の自由」や労働権、休息の権利、男女平等権、民族人種平等権などである。とりわけ「国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す」とあるのは、現憲法25条の生存

足日を第一回研究会として、第二、第三回の研究会を経て、憲法研究会は「新憲法制定の根本要領」をまとめたが、それによれば、「新憲法は、民主主義当然の国家形態として共和制をとるべきか。我等の主張よりすれば、日本が共和制たることが望ましい。しかし現在の過渡的段階の実態にかんがみて、しばらく民主主義的性格強き立憲君主制たるを妥当と考える」としている。

しかし鈴木案は、この時点で、既に国民主権の構想を採用している。曰く「日本国は國家権力（統治権）は国民より発す、もしくは国民に属す」と。また国民の代表は「立法権は国民の代表者たる立法議会に属す」と現憲法の立場が鮮明に起つて認められる。そしてこの「新憲法制定の根本要領」は、更に検討が加えられてまとめられ、最終的に「憲法草案要綱」として1945年12月26日に完成し、ここの「憲法改正案」が同日、幣原内閣と連合国軍最高司令部（GHQ）に届けられた。新聞記者にも公表された。ただし当時はこの鈴木によってまとめられた「憲法草案要綱」であり、新聞各紙には、45年12月28日に一斉に報道されたのである。

この鈴木によつてまとめられた「憲法草案要綱」では、現憲法の人権条項に見られる諸権利が既に沢山考案されている。

例え、「言論・藝術・宗教の自由」や労働権、休息の権利、男女平等権、民族人種平等権などである。とりわけ「国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す」とあるのは、現憲法25条の生存

権の規定を彷彿とさせるものである。まさに現25条の生存権は、鈴木案によつて考案されたいた権利であるといえよう。これ以外にも、現憲法に影響を与えたと考えられる条項が多々みうけられるが、ここでは言及しない。問題点は、やはり、鈴木案が明治憲法の君主天皇制を「儀礼的天皇制」（現憲法の象徴天皇制の原型）として残した点である。

私は思うのであるが、「儀礼的天皇制」（現憲法の象徴天皇制）でまとまつたのは、憲法研究会の意見の集約の方法が「全会一致主義」（映画では、全体一致の表現）であり、また会員の多数は「共和制は時期尚早」の考えであったことに起因していると考えられる。だからこそ、君主天皇制を完全に否定し、大統領的共和制を主張した高野岩三郎は、憲法研究会の会長であったが、研究会では自説に固執せず、別に憲法改正案として、単独に「高野岩三郎案」を公表しているのである。換言すれば、憲法研究会（高野・馬場・杉森・森戸・岩淵・室伏・鈴木）は、個性的な理論家の集団であつたが、研究会の「和」を尊重し、すべて鈴木に各人の意見を集約させる形で、最終案としての「憲法草案要綱」の作成に全力を結集したものといえよう。

そして、短時間の内に「憲法草案要綱」を完成したことの、政治的意味を重視したい。国体護持に凝り固まつた政府案（松本案）は、鈴木らの「憲法草案要綱」の作成よりはるかに遅れて作成されたが、この時期の国際環境は、天皇の戦争責任

権の規定を彷彿とさせるものである。まさに現25条の生存権は、鈴木案によつて考案されたいた権利であるといえよう。これ以外にも、現憲法に影響を与えたと考えられる条項が多々みうけられるが、ここでは言及しない。問題点は、やはり、鈴木案が明治憲法の君主天皇制を「儀礼的天皇制」（現憲法の象徴天皇制の原型）として残した点である。

私は思うのであるが、「儀礼的天皇制」（現憲法の象徴天皇制）でまとまつたのは、憲法研究会の意見の集約の方法が「全会一致主義」（映画では、全体一致の表現）であり、また会員の多数は「共和制は時期尚早」の考えであったことに起因していると考えられる。だからこそ、君主天皇制を完全に否定し、大統領的共和制を主張した高野岩三郎は、憲法研究会の会長であったが、研究会では自説に固執せず、別に憲法改正案として、単独に「高野岩三郎案」を公表しているのである。換言すれば、憲法研究会（高野・馬場・杉森・森戸・岩淵・室伏・鈴木）は、個性的な理論家の集団であつたが、研究会の「和」を尊重し、すべて鈴木に各人の意見を集約させる形で、最終案としての「憲法草案要綱」の作成に全力を結集した

追及の声が高かつた。一足先に GHQ に届けられた鈴木らの、天皇から権力を剥奪した儀礼的天皇制の「憲法草案要綱」は、GHQ の民生局で仔細に検討されたと報告されている（古関彰一「新憲法の誕生」P 46、79）。

以上、鈴木案としての『憲法草案要綱』

で特筆すべきことは、国民主権の憲法が考案され、マッカーサーを経て、現日本国憲法の基本原理、「国民主権」が日本の目を見たということである。日本の近代化は、既に触れている如く、日本人自らの力で、「市民革命」を成功させることはできなかつたが、鈴木ら民間人の近代的憲法思想が、曲折を経て、「国民主権原理」を憲法の基本原理に取り組むことに成功したといえるであろう。現憲法の前文は、國民主権原理を「人類普遍の原理」として位置づけをし、明確に実定化している。

IV
鈴木安蔵がまとめた
「憲法改正要綱」と
残されている憲法問題

1945年末、GHQに提出された鎌
木らの「憲法改正要綱」は、先に述べた鎌

BOOK

ミモザの花房

安田雅子・著

連絡会会長として教育運動、女性

戦中、女学校での教師生活には「分史の断片」で構成されている。

如く、GHQ（マッカーサーとその部下）が、旧明治憲法の改正案を創るとき、決定的な影響を与えたわけであるが、この鈴木らの「憲法改正要綱」の作成過程で、一番大きな課題となつたのが、旧明治憲法の天皇制をどのように変容させるかということであった。

8割を占めている。ということは、現憲法上、天皇の地位は「主権の存する国民の総意に基づく」（憲法1条）としている関係で、現憲法上、現象徴天皇制の是非は、憲法改正事項の一つになるわけであるが、この件については、「黙して語らず」といふ見方もある。

を成就し得なかつた日本で、現憲法は、各
國の先進的な憲法と同じく、「國民主權原
理」を確立している。この近代憲法原理の
成立、具体化に当たつて鉛筆がまとめた
「憲法改正要綱」は、日本の法的な「市民革
命」の十分な契機になつてゐると思われる。
今我々に向つてゐるのは、この國民主

今我々に問われているのは、この国民主義原理を第一の国民が、「政治の指導原理

燎原 第171号 (2007年7月15日) 10

朝刊を見て驚いた。「鶴見和子さん死去」と報せられているではないか。一九一八年生まれだから亡くなられたくつくりするお年ではないのだが……。

しかし、私は先日、親しい友人の政治学者と会食し、たくさん駄弁りまくり（私自身のことだが）彼を辟易させ、別れた後、ジンク堂へ寄り、数冊の本を購入した。

その中で最も大きな本は『金子兜太・鶴見和子の『米寿快談』』だった。サブタイトルは「俳句・短歌・いのち」で、お二人の経験に大きな興味を抱いていたからだ。

藤原書店刊（二〇〇六・五・三〇）一刷・四六判二九三頁、私にとっては大きな書籍である。その分厚な対談の本を、お二人の経歴と、俳句と短歌、そして対談内容を頭の中であれこれと組み合わせて読み、考えつづけて来る。

感想文を作つてみたのが昨夜だった。誰に読んで貰うわけではなく、私の頼りない“感性”がおも

エッセイ

近況あれこれ——鶴見和子・金子兜太対談本に触発されて 大江 洋

むくままで“落書”したものである。何となく、自分で気に入つて、声を出して読んでみたり、明日また書き足してみようと思い、就寝したものだった。そこに書いた“落書”をそのままここに書き込み、自分自身の“現在”的記念としたい。

金子兜太 一九一九年生まれの俳人
鶴見和子 一九一八年生まれの歌人

私は金子兜太はテレビの俳句番組をつうじて、その道の大業であることを知つて、社会学者と肩書きされている鶴見和子は何にも知らない人であった。しかし、その分厚の対談集——鶴見和子にとって最後の声となつたのではないだろうか——によって、知らない人から、よく識つている人で、一寸近寄り難いシャキッとした女性（年齢を感じさせぬ）という親近感を得たものである。

金子兜太は、ド素人の私の言うことだから、全くあてにならないが、昭和から平成にかけての、正岡子規の存在を一つにするのではないかと思える。私にとって

はこの人の俳句は難解である。さらさらと人生を省みるとか、自然の美しさを詠むとか、人間の情愛にふれるとか、いずれにせよ読めば理解できるという単純ではない。

しかし、何かわからぬが強く訴えかけているのか、主張しているのか……、一寸ぬき書きして置こう。

わが世のあと百の月照る憂世かな

長生きの臍のなかの眼玉かな

水脈の果炎天の墓碑を置いて去る

俳句と短歌の共通性と相異性などが、このお二人の対談であれこれ語られているのが大変面白い。和子は強調する、「あの七七があるから短歌は説明があつて、歌に

「命が短くなると燃えるのよ。辞世の歌なんかいくつ作つたかわからない」と明るく言う鶴見。左半身麻痺で車椅子生活の困難を感じさせない明るさである。

八十七歳・八十八歳にしてカクシヤクたる末期高齢（？）の大正人、お元気どころではない。後期高齢の昭和人、しおぼくれてはいけないとは思つてみるのだが……。（なお金子さんの夫人・歌人金子皆子は今年三月二日に亡くなっている。長い闘病生活の末）

「花恋」の人花を待ち昇天す夫（つま）の一声

耳に残して

「花恋」は皆子の最後の句集のこと。この歌は鶴見和子がこの本のあと書き（三月二十三日記）に掲載したものです。そのあとがきの最後は

「人間は生きているかぎり、新しい出会いがあり、新しい世界がひらかれると確信して、生きぬく元気が出ました。皆さまありがとうございました」とある。——書くつもりはなかったのに和子さん逝つてしまつたから、何があれこれ書きつけたが、ついでにこの歌でしめくくつておこう。

短歌だから……ではなく、大変女性らしい要素が充満しているとつよく感じられる。
萎えたるは萎えたるままに美しく
歩み納めむこの花道を

死者の眼もて我が生き相見かれれば

おろかしきこと重ねつるものか 和子

以下次号（二〇〇六年八月三日記）

生命（いのち）細くほそくなりゆく境涯に
いよよ燃え立つ炎ひとすじ

「米寿快談」の一つの特徴は金子が聞き手、鶴見がしゃべり役に徹しているところだろう。

しかし、お二人のカクシヤクぶりは挿入されている句・歌もさることながら、その話しつぶりが面白くて、重厚で、しかもわかり易い。

「うん」とか「そう」とかの相づちの多い金子であるが、「正統が一般性をもたない。いまという時代は」と言いつける。

「命が短くなると燃えるのよ。辞世の歌なんかいくつ作つたかわからない」と明るく言う鶴見。左半身麻痺で車椅子生活の困難を感じさせない明るさである。

八十七歳・八十八歳にしてカクシヤクたる末期高齢（？）の大正人、お元気どころではない。後期高齢の昭和人、しおぼくれてはいけないとは思つてみるのだが……。

（なお金子さんの夫人・歌人金子皆子は今年三月二日に亡くなっている。長い闘病生活の末）

年ごとにまみゆる桜色艶の深まりゆくを

我が家とせむ

性（年齢を感じさせぬ）という親近感を得たものである。

以下次号（二〇〇六年八月三日記）

隔月例会の開催など決定

二〇〇七年度 総会報告

情報スクランプ

■ ■ ■
山本宣治生誕一一八年で講演会

六月十六日（土）午後一時三〇分より、かもがわサロン（かもがわ出版内）で二〇〇七年度総会が開かれ十一人が出席、最初に市木修氏（元京都憲法会議事務局次長、前野洲市社会教育委員会委員長）が「戦後京都の憲法運動の経験から」と題して小講演、「一九六五年の京都憲法会議結成前後の苦労話や運動の広がりについて詳しく話しました。

このあと総会に移り、「語る会（例会）」

を再開し、二月、四月の二回開いたことが報告され、今後も二ヶ月に一回開催することが決められました。また、これまで「編集委員会」として行ってきた会議は「世話人会」と会則上の名称に戻すことで、世話人より「編集担当」「会務担当」「例会担当」をそれぞれ明確にし、担当が責任を負って実務をおこなうことが提案され承認されました。

総会次第

会務報告（岩井忠熊） 会計報告（井手幸喜）

会務報告

現在の会員数181名（昨年は185名）。06年度は会報『燎原』を164号～169号まで発行し、語る会を再開した。

これまで編集委員会として行ってきた会議は世話人会と会則上の名称に戻す。世話人より編集担当と会務担当をそれぞれ明確にし、担当が責任を負って実務を行ふこととする。語る会は当面二ヶ月に一回の割合で開催する。

選出された世話人

稻田達夫・岩井忠熊・奥村和郎・小田切明徳・川合葉子・黒住嘉輝・

田北亮介・藤井舒之・堀江八郎・馬原郁・湯浅俊彦・井手幸喜

代表世話人 岩井忠熊

編集担当—湯浅俊彦 会務担当—井手幸喜 例会担当—（未定）

会計監査—蓮佛 亨 編集協力—須田 稔

2006年度収支一覧表 2006年4月1日～2007年3月31日

収入項目	収入金額	支出項目	支出金額
前期繰越	352,745	会報印刷	
会費収入	423,000	(164号～169号)	308,700
カンパ収入	3,000	編集費	13,430
雑収入	800	印刷発送費	134,580
		封筒印刷代	20,000
		事務費	26,833
収入合計	779,545	支出合計	503,543
		現在高（貯金）	276,002
合計	779,545	合計	779,545

会計監査報告

会計は基本的には正確に扱われております。会員構成が高齢化しており燎原などは届いていても動向の分からぬ会員が一定数あり、それを把握するためにも会務担当を補強することが必要である。納入率を高くするためにもその対策を求めます。

蓮佛 亨 印

孝・代表世話人）は六月十七日、伏見区で「西口克己文学散歩」を行い、二十三人が参加、「廓」「山宣」の舞台となつた中書島や大手筋界隈を散策した。一九二八年の総選挙で京都2区から当選した山本宣治の選挙事務所が置かれた法性寺跡地にある毘沙門天の小さな祠を見ながら参加者は当時の不屈のたたかいと、山宣を描いた西口氏に思いをはせた。

「燎原」の次号から「忘れ得ぬ人」と題する欄を創設し、みなさんからの原稿を募集します。「私にとって忘れられない人」「どうしても伝えておきたいエピソード」など、京都の民主運動に関わった故人の思い出を綴ってください。

原稿は1200字～1600字、でき

次号から新コーナー

「忘れ得ぬ人」にご寄稿ください

（「燎原」の次号から「忘れ得ぬ人」と

題する欄を創設し、みなさんからの原稿を募集します。「私にとって忘れられない人」「どうしても伝えておきたいエピ

ソード」など、京都の民主運動に関わった故人の思い出を綴ってください。

締め切りは8月10日。

原稿送付先

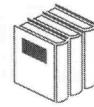
〒602-8119 京都市上京区堀川

出水西入 もがわ出版賞付

湯浅俊彦宛

email yuasa@kanogawaco.jp

るだけ写真を付けてください。第1回の原稿が次々届いて、うれしい悲鳴。とりあえず四頁ぶやしたものの全部は載せきれませんでした。次号以降に掲載したいと思っています。長めの原稿が多いので一頁に収まる「忘れ得ぬ人」を次号から掲載します。ぜひ原稿をお寄せください。（湯浅）



会が五月二十六日宇治市の花やしき浮舟園で開かれ、七十人が参加、「山城国一揆」の著者・東義久氏が南山城の地域性について講演。会場には山宣の二男で鳥取に住む浜田繁治氏が孫六人とともにありますように立つた。

主催の宇治山宣会は総会を開き、「山宣一二〇年・没八〇年記念行事」の準備をすることを決めた。



□ ■
「廓」「山宣」の舞台を歩く
西口克己文学を顕彰する会

西口克己文学を顕彰する会

（松尾 孝・代表世話人）は六月十七日、伏見区で「西口克己文学散歩」を行い、二十三人が参加、「廓」「山宣」の舞台となつた中書島や大手筋界隈を散策した。一九二八年の総選挙で京都2区から当選した山本宣治の選挙事務所が置かれた法性寺跡地にある毘沙門天の小さな祠を見ながら参加者は当時の不屈のたたかいと、山宣を描いた西口氏に思いをはせた。

原稿が次々届いて、うれしい悲鳴。とりあえず四頁ぶやしたものの全部は載せきれませんでした。次号以降に掲載したいと思っています。長めの原稿が多いので一頁に収まる「忘れ得ぬ人」を次号から掲載します。ぜひ原稿をお寄せください。（湯浅）

